慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	内閣総理大臣清浦奎吾：立憲主義、普選案への思念
Sub Title	A biographical study of Kiyoura Keigo as a prime minister in Taisho era
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2016
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.27 (2016.) ,p.34(29)- 62(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20170331-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内閣総理大臣清浦奎吾

――立憲主義、普選案への思念

小野修三

はじめに

大正三年一一月に貴族院事務局が編集発行した『貴族院要覧（乙）』の「第三十一回議會」の箇所に、「大正三年度歳入歳出總豫算案〔兩院修正、貴協議會成案ヲ否決ス〕[1]」とある。海軍大将山本権兵衛内閣下で起ったシーメンス事件への善後策をめぐる争いのなかで、事態は「与論の支持を得たときの貴族院の力[2]」を見せ付ける結果となった。新聞はこう報じた。すなわち、「（大正三年三月）二十三日の貴族院本會議は政府明年度豫算案に對し大多數を以て兩院協議會の成案を否決したり右の結果として明年度豫算は帝國憲法第七十一條に依り遂に不成立となり政府は同條の規定に依り前年度即ち大正二年度豫算を施行せざる可からざるに至[3]り、貴族院の要求たる「海軍豫算削減[4]」が大正三年度には行なわれることとなった。

このように山本権兵衛内閣による新年度予算案が否決されることが決まった大正三年三月二三日から、後継の第二次大隈重信内閣が四月一六日に誕生するまでの三週間余の間に、周知のように、枢密顧問官子爵清浦奎吾[5]に対して、三月三〇日に大命降下が伝えられた。すなわち、清浦奎吾は翌「三十一日午前八時三十分宗像東京府知事の自動車に乗り直に宮城に向ひ同九時阪下門より參内鷹司侍從長に面會要談を爲し十時御座所に伺候したるに　天皇陛下には子爵を御前近く召され内閣組織の大命を降させ給ひしかば子爵は謹んで御受け申上げ内閣員の人選を了るまで茲數日間の御猶豫を仰ぎ奉り恭しく敬禮の上御前を拝辭し云々[6]」。

そして、これも周知の如く、この「内閣員の人選」は失敗に帰し、大正三年に清浦内閣は成立することはなかったが、当時の新聞を見ると、一方で「清浦内閣成立」との見出しの下、「外務大臣子爵内田康哉／内務大臣宗像政／大蔵大臣荒井賢太郎／海軍大臣加藤友三郎／文部大臣福原鐐次郎／司法大臣松室致／農商務大臣押川則吉／逓信大臣田健治郎」[7]と報じられ、その一方では尾崎行雄が「世間は清浦内閣の成立を殆んど既定の事實なりとせるも（中略）顔觸の困難より結局清浦内閣は不成立に終るものと觀察して疑はざるなり」[8]と述べていた。

尾崎行雄が言う「顔觸」たる海軍大臣候補者加藤友三郎中将、大蔵大臣候補者荒井賢太郎そして総理大臣候補者清浦の三人は大正三年四月五日に芝公園内東京府知事官邸にて「三人一室に入り約一時間に渉り凝議したり凝議の内容は主として本年度豫算に關して荒井氏より説明するにありたるもの、如く加藤中将は唯之を聴取したるのみにて當日は何等提議らしき發言もなく」[9]とも報じられていたが、清浦の側からはこの「三人一室」の後に「大正三年度の豫算は既に憲法の規定に依り二年度豫算を踏襲する事に決したれば海軍費に就ても問題は殘り居らず新艦建造費の始末に就ては海軍當局者として困難の事情あらんもそは新内閣成立の上徐ろに閣員の協議に待ちて決すべし然るを今日より之が爲に或は臨時議會を召集するとか或は責任支出をなすべしと約するが如きは斷じて取らざる所にして若し之にあらざれば現に推薦され居る海軍大臣の就任を見ることを得ずとせば已むを得ず其方法を他に求めざるべからず」[10]との所見が示された。

そしてその翌日の四月七日に設けられた第二回目の「凝議」を終えた後、前日の「其方法を他に求めざるべからず」とは海軍側から「臨時議會を召集するとか或は責任支出をなすべし」との「海軍全體の希望」[11]を放棄することに同意を得ることではなく、清浦側が組閣を放棄すること、すなわち大正三年四月七日に「大命を拝辭」[12]するに至った。

本稿は以下の本論で、大正一三年一月七日に成立する清浦内閣の、その成立以前と成立以後の両過程において、特に貴族院側の人物たちとの交渉の軌跡を辿りたいと考えているが、この「はじめに」で最初に大正三年の組閣失敗を紹介している理由は、清浦個人にとって、そしてまた近代日本の政治史にとって、後に影響を及ぼした点で、組閣に成功した大正一三年のみならず、組閣に失敗した大正三年の出来事の方も、重大であったと考えているからである。言い換えれば、清浦が統治過程のなかで立憲主義を守ることを最も重要

な事柄と思念し、その信条に基づき行動していた点で、大正三年も大正一三年も変わることはなかったと考えられるからである。清浦は明治一〇年代前半に「司法省への出仕」[13]のなかで、ボアソナードの指導のもと、治罪法（今日の刑事訴訟法）制定作業に従事しており、法治国家思想が骨の髄まで染み透る文官だったと言える。

帝国憲法下にあって、軍令に係わる権限（統帥権）は天皇の専管事項であったが、軍政に係わる権限は陸軍大臣、海軍大臣が他の内閣員と共に席を占める内閣における「閣員の協議に待ちて決す」という統治手続を、大正三年の組閣時に海軍側が無視しようとしていた。内閣成立以前に、海軍側の希望（「海軍全體の希望」）に沿って軍政の執行が約束されるという、憲法違反を容認する行動を、清浦は次期総理大臣候補者として自らに許さなかったが、組閣に失敗した清浦に代って大正一三年四月一六日に組閣することになる大隈重信は、次期総理大臣候補者として、これを自らに許したと考えられる。

大隈内閣は「新内閣成立の上徐ろに閣員の協議に待ちて決」せずに、「或は臨時議會を召集するとか或は責任支出をなすべしと約する」ことを表面的には認めないが、実質的にはそういう意味の約束[14]を交わしたが故に、海軍側は海軍大臣として八代八郎中将を推薦して来たのではないか。もしそうした約束が一切なかったとしたら、何故に清浦内閣では不可だったのか。当時、「大隈内閣成立經過[15]」と題されて、「清浦内閣の流産せしは海軍大臣を得る能はざりし爲めなれば大隈伯は加藤男と協議の上事の最初に於て先づ山縣公の手を經て陸軍大臣に岡中将の承諾を得一面加藤男より急電を發して先づ親友關係の八代中将に海軍大臣たらん事を交渉し其内諾を得たり」といった記事も見られたが、大正三年四月二三日付の新聞はこの第二次大隈内閣誕生後間もない頃の様子を次のように伝えている。すなわち、「偖愈噂の如く臨時議會を開く事とならば其理由は如何と云ふに畢竟責任支出不可能との意味に外ならざるべく即ち若し横須賀工廠に於ける既設工事に對して單に保存行爲をなすものならば責任支出も亦敢て不可なかるべきも苟も積極的建設工事費とある以上二百萬圓てふ巨費をば漫然豫備金より支出するは何としても違憲たるを免るゝ能はず是れ臨時議會説の由て來る所以なるべし[16]」と。

ここに見られる「責任支出不可能」、また「違憲たるを免るゝ能はず」なる語句は、あたかも清浦内閣いまここに在りかのようではないか。言い換えれば、大正三年に成立し得なかった清浦内閣と、成立し得た大隈内閣の差違はどこにあったのか。それは立憲主義を政府が尊重するかしないかの違いだったとも言えるし、また協議して決める際に、統治の当事者がどこに基準を定めて決めるかの違い、

つまり政府を構成する文官、武官を含めた単一の集団、組織の利益を基準として一つの結論を得るか、それとも清浦の考えていたように、個々の集団、組織が共に承認する統治全体の利益を基準にして一つの結論を得るかという、部分性と全体性の違いであったとも言えよう。清浦は立憲主義者として、憲法が命ずる通りの統治原則に従って行動していたのだと考えられる。そしてその一方で当時の清浦が帯びていた限界は、統治に対する全体的視野を欠く相手に対して、全体的視野を相手側の抵抗を排しても貫き通すという、権力闘争を控えた点にあったように思われる。

この権力闘争を控えるという当時の彼の限界が、近代日本の統治過程において立憲主義が存立する一つのチャンスを失わせたように思われる。つまり、先に紹介した入閣交渉で立憲主義を尊重しなかった加藤友三郎海軍中将は、大正三年四月に誕生した第二次大隈内閣の海軍大臣八代六郎が翌年八月に辞任するとその地位を襲い、それから大正一一年六月まで連続して七年近くその地位に留まり、さらに引き続き自らが海相兼任で首班として内閣を組織するに至っていたのだから、日本の立憲主義は、大正三年の清浦内閣の不成立によって、蟻穴から堤が決壊するが如く、崩れて行ったのではないか。このことに「憲政の神様」と称された尾崎行雄も当時気付いていなかったのかも知れない。帝国憲法下では、「憲政の常道」ということで、多数政党の党首が首班の地位に就くことを以てのみ立憲主義とする狭さが支配していたように思われる。

第一章　大正一三年一月七日以前の清浦奎吾

大正三年四月七日に天皇に拝謁した清浦奎吾について新聞は「内閣組織に一頓挫を來したるは遺憾の極」として、それまでの「經過を伏奉し謹みて大命を拝辭し奉」りしところ、「陛下には一々御傾聴の上御頷かせられ御慰勞の御沙汰を」[17]賜ったと報じていた。これに対して、それから十年後の大正一三年一月一日に大命降下のあった清浦奎吾について、その二日後の一月三日の出来事として新聞は、七五歳という年齢また枢密院議長職という一身に係わる事情にて「拝辭を致し度い旨奉答」したところ、「攝政殿下よりは『此際の事

であるから務めてやれ』との優諚を拝し」たので、「更に御辭退申す事は臣子の分として洵に相濟まぬ事であるから（中略）其思召に副ふ様奉答申上げ」たとの清浦の言葉[18]を報じた。その時点での現内閣たる山本権兵衛内閣――一〇年前と同じ山本権兵衛内閣――は、大正一二年一二月二七日の「今朝、議會開院式途上／攝政宮殿下を／狙撃」[19]との不敬事件（虎ノ門事件）の責任を取り、総辞職に及ばずとの優諚も辞退[20]し、総辞職を決意していた。

清浦の場合には生涯で二度に亘る大命拝辞であったが、その二回の拝辞の理由は明らかに異なっていた。一方は「はじめに」で紹介したように、組閣時に立憲主義に反する要求は受け入れ難いとの、清浦自身の信条に係わる問題に起因し、他方は清浦一身に係わる事情という言い方で言い表された、彼の「支持母体[21]」たる貴族院との権力闘争に自ら乗り出したことに起因していたと思われるからである。つまり、大正一三年の清浦は大正三年の彼とは異なり、政府内での権力闘争の機会に臨み、これを〈控える〉ことはしていなかったように思われる。確かに大正一三年元旦に大命降下のあった枢密院議長清浦による組閣も難航した。その清浦については、「後継内閣組織の大命を拝した清浦奎吾子は當初主として研究會に拠り政友會の諒解を基礎として新内閣を組織する方針であつた處、研究會の態度が餘りに一黨一派に偏せんとする傾向ある爲め、斯ては推薦者たる元老の意圖にも反し（中略）素志の貫徹覺束なきを痛感した[22]」と報じられていた。そのなかで一月三日に大命を拝辞し、「攝政殿下」からの「優諚を拝し」た清浦は、少なくとも次の二点で自らの思念を〈相手側の抵抗を排しても貫き通す〉構えを見せたのだと推測される。〈相手側〉とは言うまでもなく貴族院の最大最強の会派研究会である。一点目は、「組閣の基礎を研究會を中心として貴族院方面に求め[23]」たいので研究会から変わらず援助を仰ぎたいが、「一黨一派に偏せんとする傾向」は避けたい、二点目は研究会が政友会との関係を良好に保ちたいと考え、交渉頂いて来たことは有難いが、「衆議院方面の諒解は組閣後の形勢に俟つて徐ろに考慮する事[24]」に変更したいとした点である。

二点目は「政友會内の改革派は（大正一三年一月）一日夜某所に會合して對清浦内閣態度に就て協議した所此の際は益結束を堅ふして積極的援助の方針を取ることに申合はす所があつて散會[25]」とも報じられ、この政友会改革派は大正一三年一月二九日に政友本党を結党し、「衆議院に二七八の議席を持っていた政友会が政友本党と政友会に分裂し、多数派の政友本党が清浦内閣の準与党となった[26]」のだから、「勝算[27]」ありと清浦は考えていたのだと言えよう。

「組閣の裁量は總て研究に一任」[28]との評判のなかで、大正一三年一月七日に誕生した清浦内閣の閣僚は次のような人たちであった。就任前の履歴と共に一覧表にする。すなわち、

外務大臣	松井慶四郎		外務次官	
内務大臣	水野錬太郎	勅選議員（交友倶楽部）	内務大臣（加藤友三郎内閣）	
大蔵大臣	勝田主計	勅選議員（研究会）	大蔵大臣（寺内正毅内閣）	
陸軍大臣	宇垣一成		陸軍次官	
海軍大臣	村上格一		軍事参議官	
司法大臣	鈴木喜三郎	勅選議員（交友倶楽部）	司法次官	
文部大臣	江木千之	勅選議員（茶話会）	文部官吏	
農商務大臣	前田利定	有爵議員（研究会）	逓信大臣（加藤友三郎内閣）	
逓信大臣	藤村義朗	有爵議員（公正会）	三井社員	
鉄道大臣	小松謙次郎	勅選議員（研究会）	逓信次官	
内閣書記官長	小橋一太	衆議院議員（政友会）	内務次官	
法制局長官	佐竹三吾		大阪市電気局長[29]	

誕生した清浦内閣には貴族院研究会から計三名（勅選議員二名、有爵議員一名）が入閣していたわけだが、この名簿に対して、「優諚を拝し」た後の、大正一三年一月五日の時点での閣僚候補者リストをめぐっては「研究會としては自派より約四名の閣僚を出し他は公正、茶話、交友の三派から各一名宛の入閣を希望して居る模様で直に右の三派に對し交渉を開始した」[30]と報じられていた。研究会からはそれまでの段階で「約四名」すなわち少なくともあと一名の名前が挙がっていたはずで、その一名とは研究会の伯爵大木遠吉であ

ったに間違いない。清浦内閣が誕生した大正一三年一月七日付朝刊には「大木伯／入閣辭退事情」の見出しで、「政友會側には此の内閣より伯を失ひ殊に黨勢擴張上密接の關係ある鐵相の椅子から逃げられたことを大に失望してゐる様である」[31]とある。政友会が失望しない、つまり大木遠吉の名前が載った入閣候補者リストを携えて、研究会の「青木水野兩子／横田總務と會見／政友の諒解を求む」[32]といった組閣工作が研究会と政友会の間で行なわれていたと考えられる。言い換えれば、研究会と政友会とは少なくとも清浦内閣誕生の直前直後では共存共栄関係にあったことを証明しているわけである。

ここでさらに当時の貴族院研究会の動きを記しておこう。大正一三年元旦の様子であるが、「研究會の青木水野福原の三領袖は一日午後五時から小石川の水野子邸に會合し清浦子に大命降下後の會の態度に就き協議を重ね更に同夜十時過ぎから小笠原邸に會合して鳩首協議深更に及んで散會」[33]と報じられている。この記事に名前の出ている青木信光子爵、水野直子爵、福原俊丸男爵、小笠原長幹伯爵といった有爵議員を含め、研究会の幹部は「四日午前十時過ぎより華族會館に於いて幹部會を開き（中略）前日に引續き協議を重ねたが清浦子昨今の行動に就き慊らざるものあり相當硬化論も出で議論紛糾の状態にある中にも八條、大河内、福原氏等の少壮者は研究會の體面論を高潮[ママ]して清浦内閣援助に反對し青木、大木、水野の領袖連は比較的軟論を唱へ議論多岐に亙つて容易に決する模様が無かつたが結局援助に決して正午散會」[34]となっていた。当時の貴族院研究会においては、かつての清浦のような勅選議員ではなく、青木、水野といった有爵議員が牛耳を執り、「出來得べくんば研究會が内閣の中堅となり其抱懷し居る政策を樹立せん」[35]と画策していた。この画策に対する「優諚を拝し」た後の清浦の権力闘争は確認出来るものであったはずである。

ところで、大正一三年一月三日朝刊に「憲政會側で／閣僚の下馬評」[36]の見出しの下に掲載された記事は、研究会の動きを知らなかったためであろうが、こうあった。すなわち、「憲政會では清浦内閣組閣の方針は絶對に一黨一派に偏せず閣員も亦政黨員より取らず樞密院並に貴族院各派を基礎として（中略）其顔觸は樞密院側より内務有松英義氏は殆ど確定的」[37]と。文久三年生まれなので、嘉永三年生まれの清浦より一三歳年少ということになるが、その官職上の経歴において共通する所が多く、貴族院勅選議員から現職の枢密顧問官への就任も清浦と同様であり、信頼の念が篤いが故に「憲政會側」も内務大臣としての入閣を当然視していたわけである。実際、有松は大正一三年一月一日の大命降下当日大森の清浦邸に馳せ参じており[38]、また四日には清浦から「研究會とも諒解が出來る見込である

から此際入閣して援助して貰ひたい」[39]と懇ろに依頼されたが、これを断っていた。この欠落を補ったのが、清浦と同郷熊本出身の内閣書記官長小橋一太であったと言えよう。前回の総選挙、すなわち大正九年五月原敬内閣下で執行された第一四回総選挙に、水野錬太郎内相のもと内務次官であったが、政友会に入党して「郷里熊本縣第一區より立候補し」[40]、初当選した衆議院議員小橋一太を、内閣書記官長として招き、この小橋を通して清浦内閣は政友会と連絡を取ることが組閣前後において可能となっていたわけである。

ところが、この船出直後の清浦内閣にとって決して敵ではなかった政友会との関係が悪化する動きが起こることとなる。すなわち、大正一三年一月一八日、三浦観樹将軍の斡旋により政友会総裁高橋是清、憲政会総裁加藤高明、革新倶楽部犬養毅の「三黨首領の會合／憲政擁護の共同目的から／政黨内閣確立の申合」[41]がなされ、「特権内閣を一日も速かに到壊」[42]することとなった。またこれに先立ち大正一三年一月一一日には「特権内閣打破運動に關し都下新聞通信有志の發起」[43]を見て、議会の内外での動きが連携し、倒閣運動すなわち「いわゆる第二次護憲運動」[44]が起こった。これに対して「政府は（大正一三年一月）十七日の閣議で衆議院に内閣彈劾案が提出せらるゝ場合には何等躊躇する所なく衆議院を解散するに決定」[45]という構えを見せていた。そして実際に衆議院解散後の、大正一三年五月に執行された第一五回総選挙[46]では「準与党」たる政友本党が第一党の位置を護憲三派に奪われ、清浦内閣は政権運営を断念することとなる。次章は大正一二年一二月から開会されていた第四八回帝国議会に臨む清浦内閣の動きを追うこととする。

第二章　大正一三年一月七日以降の清浦奎吾

大正一三年二月に衆議院事務局が編集発行した『第四十八回帝國議會衆議院報告』には「第四十八回帝國議會ハ大正十二年十一月十四日公布ニ係ル召集ノ　詔書ニ依リ十二月二十五日ヲ以テ東京ニ召集セラレ同日議院成立ス而シテ同月二十六日公布ノ帝國議會開會ノ詔書ニ依リ翌二十七日　攝政殿下台臨開院ノ式ヲ擧ケサセラレ十三年一月三十一日會議休憩中解散ヲ命セラル」[47]とあり、衆議院本会議開会日数は「四日」[48]、その会議総時間は「二時、二五分、〇〇秒」[49]つまり二時間二五分と記されている。しかし、同冊子には、その

本会議開催のあったのが何月何日だったのかは明記されておらず、本稿では官報号外を参照してその四日を特定すると、次のようになる。すなわち、

第四八回帝国議会・衆議院

大正一二年一二月二七日　開院式および本会議

同二八日　本会議（年末のための休会入り）

大正一三年　一月二二日　本会議（緊急動議による休会入り）

同三一日　本会議（解散）

言うまでもなく、この四日のうち最初の二日間は山本権兵衛内閣のもとで開会され、後の二日間は交代した清浦内閣のもとでの開会であったが、恒例の新内閣総理大臣による施政方針演説は、衆議院では予定の一月三一日に、議題として緊急質問が優先され、これに対する答弁をめぐる混乱で暫時休憩中に解散の詔書が発せられたため、なされず仕舞いだった。当日、衆議院議長粕谷義三は次のように議事を進行させていた。すなわち、「○議長（粕谷義三君）　本日ハ清浦總理大臣外二大臣ヨリ演説ノ通告モ參ツテ居リマス、併ナガラ只今濱田國松君外三名ヨリ思想悪化ニ關スル緊急質問ガ提出セラレマシタ、此際直ニ之ヲ議題トシテ、其趣旨辯明ヲ許スヤ否ヤヲ御諮リ致シマス／〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕／○議長（粕谷義三君）　許スニ異議アリマセヌカ／〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕／○議長（粕谷義三君）　御異議ナシト認メマス、仍テ之ヲ許シマス――濱田國松君」[50]。

こうして登壇した革新倶楽部の濱田國松は、昨夜彼だけではなく、憲政擁護運動のための遊説で政友会総裁高橋是清、革新倶楽部犬養毅らも乗車していた列車に対してなされた「轉覆ノ非行」[51]について、首相の「組閣ノ動機出發ガ自ラ思想ノ悪化ヲ誘發セラルルモノニ非ザルカ」[52]と糺した。これへの答弁が始まるに際して議場騒然という事態となり、議長粕谷はこう発言した。すなわち、「○議長（粕谷義三君）　暫ク御聽ヲ願ヒマス、（拍手）只今議事中ニ於テ議員ニ非ザル者ガ此議場ニ入ツタト云フ事實ガアルト云フコトデアリ

マス、此件ニ付キマシテハ篤ト調査ヲ致シマスル爲メ、暫時休憩ヲ致シマス／午後一時四十五分休憩」[53]。この「暫時休憩」中の「午後三時五十五分」[54]に「朕帝國憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス」[55]との詔書が発せられたのであるが、同時に貴族院の停会を命ずる詔書[56]も発せられた。詔書は、帝国憲法第五五条により国務大臣の副署が必要なので、清浦の場合、自分で自分の施政方針演説の機会を放棄したものと言わざるを得ない。ただ、清浦による施政方針演説は、貴族院ではこれを行なっていた。『第四十七回第四十八回第四十九回帝國議會貴族院事務局報告』（大正一四年一月、貴族院事務局）によれば、「第四十八回帝國議會貴族院事務局報告」「議事日表」のなかで、大正一三年一月二二日（火曜日）に「國務大臣子爵清浦奎吾施政ノ方針ヲ演説ス」[57]と記載されている。

次にその清浦の貴族院での演説とこれに対する質疑応答の様子を紹介したいが、その前に参考のために「第四十八回帝國議會貴族院」での会議開催は「計七日」[58]に亘り、その合計時間は「計二十四時五十二分」[59]であったことを付記しておこう。前記のように、同議会衆議院の場合には、会議日はその約半分、会議時間はその約十二分の一であった。また、貴族院議員に対しては議会での施政方針演説に先立つ八日前の、大正一三年一月一四日（月曜日）に事前の説明が行なわれていた。そこでは、「清浦首相は（中略）永田町首相官邸に貴族院各派代表者を招待して（中略）席上左の如き政綱政策の大要を説述した／私は今回大命を拝して内閣を組織したが老軀且つ微力で此の難局に當ることは誠に重任である諸君の深甚なる同情と援助とに依つて此の重任を全うすることが出來たら私の幸甚とする所である、就ては此の機會に於て内閣政策の一端を申上げて諸君の教示を仰がんと欲する、外交のことは今日別段申上ぐることも無いから暫く之を云はず先づ内政問題に關する所見を述べると内政に於ては第一國民精神の振興第二經濟力の復興をその核心とするものである（後略）」[60]と述べていた。

この事前の説明に至るまでの経過として、その二日前の一月一二日（土曜日）の動きを紹介しておきたい。新聞によれば、その土曜日に開かれた閣議において普選問題が審議され、「其の經過を聞くに（中略）施行期日であるが既に今期議會に提出する以上成るべく早く實施したい而も次の（法定の――引用者）總選挙は來る五月に迫つてゐるが假りに普選案を來週中に閣議で決定して樞密院に廻付するも大問題であるから樞密院は如何に審議を急いでも三週間位ひは要するであらう從つて樞密院が順調に通過しても議會への提案は來月半ばとなる（中略）政綱政策に關して先づ清浦首相から普選問題に就て所見を披瀝して閣僚の意見を徴した結果それに關し座談的

に懇談を重ねた外（一）農村振興（二）教育の振興（三）財政行政の整理等に關し種々の希望的註文があり之等諸問題に關する各大臣の意見は之を十四、五日頃迄に小橋書記官長の手許まで提出し小橋翰長が取纏めた後閣議に諮り決定し普選問題と共に清浦内閣の施政方針として休會明けの議會劈頭に清浦首相から宣明する事に決定した[61]」と新聞には報じられていた。

この土曜日の閣議の内容が、日曜日を一日挟み、翌日の月曜日に「永田町首相官邸に貴族院各派代表者を招待して」開催された事前の説明となったと考えられる。そして施政方針演説が予定される「休會明けの議會劈頭」とは、事前の説明から八日後の大正一三年一月二二日（火曜日）のことになり、確かに貴族院では同日「午前十時七分開議[62]」、「午後零時二十一分散會[63]」の二時間ほどの会議時間のなかで「清浦内閣の施政方針」は「清浦首相から宣明」されていたのに対して、衆議院では会議は同日「午後一時十四分開議[64]」、「午後一時二十四分散會[65]」と一〇分間で終え、施政方針演説は行なわれていない。

これは政友会の小川平吉らからの緊急動議、すなわち「諸君、皇太子殿下御成婚ノ御慶事ハ目睫ノ間ニ迫ツテ居リマス、然ルニ熟々本院ノ形勢ヲ按ジマスルノニ、今日議事ヲ進行致シマスルニ於テハ、餘程激烈ナル論争ヲ惹起スルコトハ想像ニ難カラザル所デゴザイマス、吾々ハ成ベク静粛ニ、和氣藹々ノ裡ニ此大ナル盛典ヲ迎ヘタイト考ヘマス、仍テ本日ヨリ來ル二十九日迄八日間、衆議院ノ休會ヲスルコトヲ茲ニ動議トシテ提出致シマス、ドウゾ諸君ノ御賛成ヲ願ヒマス[66]」との提案があったためであった。そして無事に「來ル一月二十六日ヲ以チマシテ、皇太子裕仁親王殿下、良子女王殿下ト結婚ノ禮ヲ行ハセラレ[67]」た後でも、なお「餘程激烈ナル論争ヲ惹起スルコトハ想像ニ難カラザル」衆議院に対しては、再度の、しかしもはや再開されることのない休会、すなわち解散が「御成婚ノ御慶事」を汚さぬためには必要だと、また一方では「政、憲、革三派交渉會[68]」が不信任案を大正一三年二月一日かまたは二日に提出するとのことなので、それに先じて三一日に衆議院解散に打って出るべきだと、清浦は小橋翰長らの進言を得て考えたのではないか。そう考えたからこそ、清浦は衆議院での自らの施政方針演説の機会の断念を肯ずるに至ったのだろう。

なお、同時に清浦が断念したものに「普選案」すなわち「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件[69]」があった。むしろ、こちらの方が衆議院での新首相としての演説の機会が失われることより重大な意味を持っていたと思われるが、これは先に紹介した大正一三年一月一二日（土曜日）の閣議で、「來週中に閣議で決定して樞密院に廻付する」としていた普選案で、その来週の金曜日すな

わち「大正十三年一月十八日上奏」[70]に至り、「今期議會に提出する」つもりであったところ、第四八回帝国議会が大正十三年一月三一日解散となり、「大正十三年二月六日撤回」[71]との手続きが執られることになった。組閣当初「東京大阪の十五新聞社」[72]が清浦を訪問し、「普選を即行するに非れば民心は悪化し國家の前途寒心に堪へざるものあり吾人は普選を即行する内閣の組織を要望」[73]するとの申合を伝えていたので、議会内外での倒閣運動を鎮静化する好機を逸することをも意味していた。

これに対し「餘程激烈ナル論争ヲ惹起スル」恐れはないと判断されたであろう貴族院では、確かに江木千之文相のように入閣以前には「貴族院にも普通選擧は必要ぢゃないか」[74]と語っていた閣僚もいたが、清浦は貴族院改革には言及せず、次のような演説を行なっていた。大正一三年一月二二日（火曜日）午前一〇時過ぎに貴族院議長公爵徳川家達から「是ヨリ國務大臣ノ演説デゴザイマス、内閣總理大臣清浦子爵」[75]と指名されて登壇した清浦の発言冒頭と中ほどの普選問題に言及した箇所を引用しよう。すなわち、「〇國務大臣（子爵清浦奎吾君）　諸君、今般不肖揣ラズモ大命ヲ拝シマシテ内閣ヲ組織スルニ付キマシテハ、時局重大ナル折柄全力ヲ盡シテ大政ヲ燮理（しょうり）シ、報效ノ萬一ヲ期セントスルノ考デアリマス、茲ニ諸君ト當議場ニ相見エマシテ政府所信ノ大要ヲ披瀝イタスノ機會ヲ得マシタコトハ私ノ最モ光榮ト致ス所デアリマス、皇太子殿下ノ御慶典ガ來ル二十六日ノ吉辰ヲ以テ行ハセラレマスニ付キマシテハ、先刻本院ニ於テ賀表及ビ賀牋（がせん）ノ御決議ノアリマシタル通リ諸君ト共ニ洵ニ慶賀ニ堪ヘヌ次第デゴザイマス、皇室ノ彌ガ上ニモ繁榮アラセ給ヒマスコトハ洵ニ此上モナイ目出度イコトデゴザイマシテ、此機會ニ於キマシテ國民一般赤誠ヲ捧ゲテ眞ニ皇室ヲ尊崇スル我國民精神ヲ發揮スルニ於テ餘蘊ナキコトヲ希望スル次第デアリマス（中略）衆議院議員選擧權ヲ擴張シテ更ニ民意暢達ノ途ヲ開キ、選擧ノ廓清ヲ圖リマスコトハ、國運ノ現状ニ鑑ミテ最モ必要ナルコトト信ズルノデアリマスカラ、政府ハ之ニ關シ研究調査ヲ遂ゲマシテ、選擧法ノ改正案ヲ今期議會ニ提出致ス積リデアリマス（後略）」[76]。

これを受け、貴族院議長は次のように議事を進行させる。すなわち、「〇議長（公爵徳川家達君）是ヨリ通告順ニ依リマシテ質疑ヲ許シマス、中川男爵ノ登壇ヲ望ミマス」[77]。ここに明治九年生まれで、貴族院諸会派から脱していた男爵中川良長が登壇し、通告順一番の質問を行なった。中川は「有爵議員の數を減じ、多額議員を廢し、華族の稱號廢止」[78]など提唱する「貴族院改造論者の一人」[79]であったが、その質問は「清浦内閣組閣の経緯」[80]を質すものだった。つまり、清浦子爵は組閣を「研究會ノ二三ノ人々」[81]の手に委譲したので

あり、「研究會ニ於テ此二三氏ガ東奔西走シテ閣僚ノ銓衡ヲバ右ヤ左ト話シ合ツテ、如何ニモ得意満面ノ如キモノデアル、是ハ隠レモナイ事實[82]」と難じたのである。

これに対して清浦は「貴族院中ニ於テ閣僚トシテ適材ナリト信ズル所ノ者ヲ自己ノ見込ヲ以テ採ツタ[83]」ことを以て「委譲ナドト云フヤウナ事[84]」として扱われることに繰り返し反論していたが、冒頭から中川からは「最早今日七十六歳ノ老骨ヲ以テ、時代モアラウニ、如何ニモ子供ラシク此總理ノ位置ニ戀々タラレルト云フコトハ云々[85]」といった言葉が議場で発せられていた。翌二三日の会議冒頭、議長から「將來不適當ナル用語ナドノアリマシタ場合ニハ遠慮ナク御注意イタシ、其他必要ト認ムル處置ヲ執ル覺悟デゴザイマスルカラ、諸君ニ於テモ左様御承知置キヲ願ヒタウゴザイマス[86]」との注意がなされ、「中川男の／懲罰は沙汰止み[87]」となった。「中川男の性格が性格丈けに此際取合ふ丈け莫迦を見るから寧ろ（研究會緊急常務）會としては不問に附した方がいゝ[88]」とのことであったが、この扱われ方は「貴族の全體を敵としてもさしつかへない[89]」と発言していた「貴族院改造論者の一人」に対する貴族院の現状維持派の護身術が感じられる。

次に、翌二三日（水曜日）の午前中に明治二六年七月生まれ、無所属の公爵佐佐木行忠が二人目の質問者として登壇した。「佐佐木行忠手記」によれば、「年三十二歳で未熟などと云ってられない。これをもしなければ貴族院に籍を有する意義がないと思い、何人にも相談せずして質疑通告をなした[90]」とのことだったが、その質問は、中川と同様に「組閣の経緯」に関するもので、「一國ノ國務大臣ノ人選ヲ無條件ニ他人ニ、或ハ他ノ團體、他ノ人ニ委譲セラレタト云フコト[91]」を、「吾々ガ知リ得ルノハ新聞紙ト云フ機關ヲ通ジテノ外ハナイノデアリマスル[92]」と述べながら問責した。清浦からの答弁は中川の時と同様に、委譲ではなかったとの反論であったが、佐佐木はさらに「貴族院ノ勢力ヲ基礎トセル内閣[93]」は「立憲政治カラ見マシテ、不條理ナ點ハナイノデアリマセウカ[94]」と問い質したのに対して、清浦は「過渡時期ニ於テ斯ノ如キ内閣ガ憲政ノ常道ニ背クモノトハ思ヒマセヌ[95]」と答えていた。議院内閣制を制度として持っていなくても、事実上の議院内閣制が間もなく実現されるであろうとの見通しを、自分の内閣をそこへの「過渡時期」のものと位置付け、あたかも護憲三派からの批判に答えるかの如き答弁をしていた。

同日の午後には、「老骨」の清浦よりさらに一歳年長の嘉永二年（一八四九年）生まれの元司法官僚の勅選議員山脇玄[96]が質問に立っ

た。山脇の質問と前二者それとの違いは、山脇においては、まず清浦内閣とそれに先行する内閣とを通観し、現在問題になっている事柄に対して自分たち貴族院議員にも責任があるとの自覚が表明されていた点であった。すなわち、「曩ニ原内閣ノ成立シタ時、國民擧ツテ之ヲ歓迎シタノハ、ドウ云フ譯デアツタデアリマセウ、恐ラク此時初メテ立憲政治ガ常道ヲ辿リカケタカラデアラウト思ハレマス、然ルニソレハ束ノ間、其後逆轉シテ加藤内閣トナリ、山本内閣トナリ、清浦内閣トナツタノデアル、清浦内閣ニ限ラズ、何レノ内閣ニ對シテモ、貴族院ハ不偏不黨、嚴正公明ナル判斷ヲナシ、政府及衆議院ヲ監視スル地歩ニ止ムベキ筈デアルノニ、今回ノヤウニ援助ヨリ一歩ヲ進メテ其組織ニ容喙スルニ至ツテハ、最早國民モ黙視スル譯ニ行カナクナツテ、喧々諤々ト騒ギ立テ、其責ヲ問ハムトスル形勢ヲ出現シタ、其責果シテ何レニ在リヤ、言フマデモナク當ノ本尊ハ固ヨリ、貴族院モ亦之ヲ分タネバナラヌ云々」[97]。

山脇は質問の冒頭でこう述べ、次に産業立国の必要性を指摘し、「今後ハ商工業ヲ盛ンニスルト云フ方策ヲ御聞キシタイ」[98]と質し、これに対して農商務相前田利定が「唯十三年度ノ豫算ニ於キマシテハ、既ニ前内閣ニ於キマシテ、ソレゾレ立策立案イタサレタ結果トシテ、最早之ヲ修正スルノ時日ヲ有シマセヌコトハ誠ニ遺憾ニ存ジテ居マス、次ノ年度ノ財政計畫ヲ政府ニ於キマシテ立テラレル場合ニ際會ヲ致シマシタナラバ、當局ト致シマシテ成ルベク御希望ニ副フヤウニ努ムル考デアリマス」[99]と答弁し、山脇は「モウ是デ質問ハアリマセヌ」[100]と述べて、質疑は終わった。

そして次に登壇したのは男爵阪谷芳郎で、阪谷は「昨今ノ新聞ニ依リマスト、政府側ノ宣傳ト致シテ、衆議院ヲ解散スルニ政府ハ決シタト云フコトガ見エ」[101]るが、「解散以外ニ何カ賢明ナル御考ハ無イノデアルカ」[102]と問うたのに対し、清浦は「是ハ議會ノ情勢如何ニ依テ之ヲ決定スベキ問題デアリ」[103]、「若シ解散ト云フコトガアリマスレバ、其解散ニ付キマシテハ、天下ニ聲明スル所ノ相當ノ理由ヲ要シマスコトハ勿論ノコト、考ヘマス」[104]と答弁していた。

それからこの一月二三日の最後に、明治一九年生まれで先の佐佐木より七歳年長の侯爵徳川義親が登壇し、「貴族院議員ノミヲ以テ政府ヲ組織セラレタト云フコト」[105]について質し、清浦は「政黨ニアラザル内閣組織ガ非立憲ト云フコトハ憲法上ノ理論カラシテ私ハ反對セザルヲ得ヌ」[106]と、また「政黨ノ其時ノ状況ニ依テ或ハ政黨以外ノ人ニ内閣組織ノ大命ノ下サル、ト云フ事ハ、是ハ已ムヲ得ヌ事ト思フ」[107]と答え、同日の質疑は終わった。以上大正一三年一月二二日に貴族院で行なわれた清浦内閣の施政方針演説とこれをめぐる質疑

応答、そして続く二三日の質疑応答の内容を短く紹介した。

この二日間での質問者は計五名であった。これに続く三日目の大正一三年一月二五日、四日目の一月三〇日、そして五日目の一月三一日の三日間にはさらに六名の質問者（伯爵議員柳澤保惠、伯爵議員副島道正、勅選議員玉利喜造、勅選議員金杉英五郎、勅選議員上山満之進、多額納税者議員山内佐五兵衛）が登壇したが、本稿では一月三〇日に行なわれた勅選議員上山満之進（かみやま・みつのしん）の質問について次に紹介することにする。上山が行なった質問の要旨については、彼自身が書き残したメモによって引用しておきたい。すなわち、「第一 貴族院ノ團体ガ政權ヲ掌握左右スルコトハ立憲ノ趣旨ニ反スルモノナリト信ズ、政府ノ所見如何／第二 政府ガ決行セムトスル衆議院ノ解散ノ意義如何／第三 清浦首相ハ總選擧ヲ如何ニシテ嚴正公平ニ行ハル、ヤ（近キ將來ニ於ケル衆議院ノ解散ヲ前提トシテ）」[108]。

これに対する清浦の答弁は先行する質問者たちへのそれと同様なネガティブなものであったが、次の一節は清浦の言葉として引用しておきたい。すなわち、「私モ曾テ貴族院ニハ二十年間モ議席ヲ有シテ居ツタ者デアリマス、貴族院ニ知人モ多ク、又或ル團體ノ如キハ自分ノ所屬シテ居ツタ所デアリマスカラ殊ニ懇意ナ人モアリマス、閣員ヲ銓衡スルニ當ツテ或ル一二ノ人ニ彼ノ人物、其人物ト云フコトニ付テ參考ノ爲ニ聞クヤウナコトハ無論アツタノデアリマス」[109]。この清浦が勅選議員当時に「自分ノ所屬シテ居ツタ」ところの「或ル團體」とは勿論、現在では有爵議員の青木信光、水野直が領袖として活躍する研究会のことであった。質問者たちへの答弁のなかで清浦がこうした自分の経歴について言及したのは、この上山への答弁の時だけだったはずである。上山は山口県出身だったが、大正元年一二月から熊本県知事を務めていたこともあり、熊本出身の清浦との間で一定の親しさがあったことは想像に難くない。

上山の日記たる「風塵録」の大正一一年五月九日の箇所に「午前大森ニ清浦奎吾ヲ訪フ西原亀三在リ三人卓ヲ囲ミテ時事ヲ論ス清浦出馬ノ意明ナリ十時半過辭去」[110]とある。同年九月一七日にも同様に清浦邸を訪問して、議論していたことがわかるが、清浦は大正一一年二月八日に「任樞密院議長」[111]、一方の上山は大正七年九月二一日に「貴族院議員ニ任ス」[112]とあるので、明治二年生まれの上山は農商務次官辞任後に四九歳で貴族院勅選議員となって、大先輩の清浦のもとにそれ以前から年に一二度は訪ねていたのではないだろうか。ただ、大正一一年五月九日の箇所に「清浦出馬ノ意明ナリ」とあるのは、高橋是清内閣から加藤友三郎内閣に交代する時期であり、その加藤友三郎首相が大正一二年八月二四日現職のまま死去した際にはその二日後の「風塵録」に「早朝平田東助ヲ訪ヒ後継内閣ニ付キ

意見ヲ陳フ八時過帰宅」[113]とあり、上山は清浦ではなく、平田のもとを訪問していた。大正一二年中の「風塵録」には清浦の名は一度も見えず、清浦における「出馬ノ意」と上山が感じたものが関係していたようにも思われる。決して清浦の方からの来訪謝絶があったのではないであろう。上山の質問に対しても、清浦は最初に「私ニ對シテ最モ暖カナル友情ノ籠ツタ御言葉ヲ聞キマシタコトモ私ハ深ク感謝スル次第デゴザイマス」[114]との挨拶をしていた。私的には交わりのあった二人の間で、この大正一三年一月の状況においては、公的には交わり得なくなっていた原因は、何だったのだろうか。それは上山の質問のなかの言葉を引けば、清浦がその通りではないのだといくら否定しても、「天下ノ論ハ其通リデアルト總テナツテ居リマス」[115]という点、つまり「根本ノ事實ノ有無ニ拘ラズ、世論ノ現實ハ斯ノ如クデアル」[116]という点を無視するならば、「到底多數ヲ得ル見込ミノナイ解散」[117]になるので、その「天下ノ論」ないし「世論」を味方に取り込んだ政治を行なって然るべきか否かの判断にあったように思われる。

後輩の上山の進言を受け入れない清浦とは何だったのだろうか。そこには先にも指摘した事柄、すなわち大正三年における海軍大臣候補者加藤友三郎が持ち出してきた、憲法に反する約束は受け付けられないと、組閣を断念した時と同様な、清浦における立憲主義の信条がここでも関係していたのではないか。一〇年後の大正一三年には、組閣成功後の、今度は「天下ノ論」、「世論」また同じく上山の質問のなかの言葉を引けば、「世間ガ斯ノ如ク言フ事實」[118]を前に、それらの要素を清浦は立憲主義に馴染まぬものとして受け入れず、結果として、「世論」に訴えた護憲三派に内閣を譲り渡すに至ったのではないだろうか。立憲主義への思念が貫徹する統治過程（政府）には瑕疵を伴わずとも、総選挙を頂点とする政治過程（議会、政党）では敗北したということではないだろうか。

おわりに

内閣書記官長小橋一太について考察する上で、本稿で名前を挙げた人物のなかで六名、全員次官経験者だが、その次官前後の経歴[119]に着目して一覧表にしてみると、

清浦奎吾	嘉永三年（一八五〇年）生れ	内務省局長	貴族院議員	司法次官	司法大臣	首相
原敬	安政三年（一八五六年）生れ	外務省局長	外務次官	衆議院議員	内務大臣	首相
床次竹二郎	慶応二年（一八六六年）生れ	内務省局長	内務次官	衆議院議員	内務大臣	
水野錬太郎	明治一年（一八六八年）生れ	内務省局長	貴族院議員	内務次官	内務大臣	
上山満之進	明治二年（一八六九年）生れ	農商務局長	農商務次官	貴族院議員	台湾総督	
小橋一太	明治三年（一八七〇年）生れ	内務省局長	内務次官	衆議院議員	文部大臣	東京市長

この六名をその経歴で二グループに分けるとすれば、次官就任の前後で貴族院議員であった清浦、水野、上山と衆議院議員であった原、床次、小橋の二グループになろう。小橋は確かに内閣書記官長として清浦を近くで支えたが、その経歴では清浦より原や床次との共通性が高いことがわかる。実際、大正九年の「総選挙の際、政友會に入黨して郷里熊本市から出馬したのは、時の首相原敬君の慫慂に依」[120]るものと言われ、もし原敬が大正一〇年一一月に暗殺されていなければ、小橋は同郷であっても清浦に接近することはなかったのではないか。ただ、小橋は「吾輩は政黨内閣が理想だ、然し（中略）政黨内閣は絶對的のものではなく、政黨が政局を収拾する力のないときは超然内閣を組織しても毫も差支へはない」[121]とも語っていた。

小橋の地元紙が清浦内閣の組閣二日後の紙面に「小橋一太君の立場」との見出しで次のような記事を掲載していた。すなわち、「小橋一太君は、清浦内閣の書記官長となつたゝめに、政友會を脱黨したさうである。政友會が此の内閣を援助することを聲明しない限り、黨員として内閣樞要の官僚たることは出來ないためであらう。／小橋君は政友會中の一有力者である。山本内閣の帝都復興案に對する、政友會の修正は總て小橋君の手で鹽梅されたものであつた。彼が可なり黨中に重きをなして居たことが察せられやう。／小橋君の清浦内閣に於ける地位は書記官長に過ぎない。書記官長は君のために光榮とするに足るほどのものでない。併し此の役目は内閣の樞機に參するもので、其の人にして手腕あり、且つ首相の信任あるに於ては、平大臣以上に、その經論を廟堂に行ふことが出來るものである（中略）。／小橋君は清浦内閣と政友會とを結び付くる、一本の紐の様なものであらう。巧く參れば内閣側でも政友會側でも、君を重寶

とするであらうが、若し兩者が衝突することともなれば、君はその間に板挟みとなつて、進退に窮せずばなるまい。君一身のために謀つて、今度の就官が果して利巧であつたかは、なほ疑問であらう。／それが一身のために謀りて危険であることを、馬鹿でない小橋君は百も承知してゐたであらう。併し君と清浦子との密接な關係は、自分の利害を打算するの餘裕を與へなかつたのであらう。アノ老子爵が成敗利鈍を外にして蹶起する以上、小橋君も亦さうせざるを得なかつたものと見ゆる（後略）[122]」。

言うまでもなく、内閣側と政友会側の「兩者が衝突する」との懸念は現実化したので、その「衝突」の最前線に立ち、大正一三年五月の第一五回総選挙を迎え、同六月に総辞職する清浦内閣の翰長小橋一太について、右の記事が言うような「アノ老子爵が成敗利鈍を外にして蹶起する以上、小橋君も亦さうせざるを得なかつた」という以上のもの、言うなれば「アノ老子爵」よりもさらに「アノ老子爵」と化したが如き小橋が垣間見られたように思われる。組閣から三カ月ほど経った頃の同じ地元紙に掲載された談話の中で、小橋翰長はこう述べていた。すなわち、「世上に於ては現内閣は選擧内閣であるから總選擧が終了したならば直に退却するであらうと云ふものもある様だが勿論選擧の公平を期すると云ふのは所信の一項目であるがそれが全部ではない即ち内外國事多難の時期に際會し毀誉褒貶を度外視し老軀を提げて立てる首相の心事は左様な簡単なものではない既に各種の機會ある毎に聲明し來れる政策は之れを着々として實現せしむるに努力し就中普選案の如きは斷固として提案するに決し政友會其他の尚早論を打破し云々[123]」。

この小橋の証言の通り、「政友會其他」と競う第一五回総選挙に臨むなかで、清浦が次の第四九回帝国議会にて通過させるべき法案として準備していたのが「就中普選案」なのであった。その清浦内閣が「斷固として提案するに決し」ていた「普選案」とは「衆議院議員選挙法中改正法律案」、すなわち明治三三年三月二八日公布の「法律第七十三號／衆議院議員選擧法[124]」の、「第二章選擧権及被選擧権」「第八條第三号」の「選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租十圓以上又ハ滿二年以上地租以外ノ直接國税十圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直税國税トヲ通シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者（下略）」とあるところを「第八條第三號ヲ左ノ如ク改ム」として「三獨立ノ生計ヲ營ム者[125]」と改正し、「第三章選擧人名簿」「第十八條第四項」に「選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、官位、職業、身分、住所、生年月日、納税額及納税地等ヲ記載スヘシ」とあるところを「第十八條第四項中『官位、職業、身分』及『納税額及納税地』ヲ削ル[126]」と改正することを含む、本稿試算で改正箇所が計七六項目に及ぶ「衆議院議員選擧權ヲ擴張シテ更ニ民意暢達ノ途ヲ開キ、選擧ノ廓清

ヲ圖」るべき改正法律案であった。

順序としてまず水野錬太郎内務大臣から大正一三年二月一四日付で次の文書が清浦内閣総理大臣宛に提出された。すなわち「内務省発地第四號／時世ノ進運ニ伴ヒ且現行法実施ノ経験ニ徴シ衆議院議員選擧法中改正ヲ要スルモノアリト認メ別紙法律案ヲ提出ス／右閣議ヲ請フ」[127]。これを受けて、翌二月一五日の閣議で「別紙内務大臣請議衆議院議員選擧法中改正法律案ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム／追テ本件ハ憲法附属ノ法律ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム」[128]と決定され、二月二〇日付で清浦は「衆議院議員選擧法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件／右謹テ上奏シ恭シク／聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ」[129]と上奏した。これを受けて、枢密院書記官から内閣書記官宛に大正一三年三月二四日付で次の書類が発せられた。すなわち、「一　衆議院議員選擧法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件／右審査委員會來ル三十一日（月曜日）午後一時ヨリ内櫻田門内本院事務所ニ於テ被相開候間關係國務大臣出席セラレ候様御取計相成度命ニ依リ此段及照會候也／追テ別ニ説明員出席候テ差支無之候命ニ依リ此段申添候也」[130]。

以上の普選案提出のための準備作業を見てみると、まさに「閣員の協議に待ちて決すべし」と清浦が述べていた手続きが執られていることがわかり、また前述の通り普選案提出のための作業は第四八回帝国議会の会期中にも進められていたので、結局清浦内閣ではこうした作業を二度行なったことになる。改正法律案としては同一内容であったが、その二度目の法案準備作業の場合には、五月の総選挙の結果「現内閣の存立を許さない政状となつて來たので政府側は右の（四月一七日の第四回目以来休会していた枢密院審査委員会からの質問への――引用者）回答を無期延期し」[131]、清浦内閣の総辞職後に後継の加藤高明内閣の手で「樞密院御諮詢中ノ衆議院議員選擧法中改正法律案ハ（中略）撤回方侍從長ヲ經テ言上取計ノコトニ閣議決定相成然ルヘシ（後略）」[132]と撤回の手続きが執られた。

これに対して大正一三年六月一一日に誕生する第一次加藤高明内閣は、「組閣後、十余日で（第四九回帝国）議会に臨んだため、緊急必要なものを予算に計上、協賛を求めたのみ」[133]であったが、同年一二月二四日召集、翌大正一四年三月三一日会期終了の第五〇回帝国議会では、衆議院議員選挙法改正法律案を政府提出法律案として議会に提出し、会期末の三月二九日に「両院協議會ノ成案ヲ可決ス」[134]という形で成立させ、大正一四年五月五日に「法律第四十七号／衆議院議員選擧法」[135]として公布されるに至った。その「第二章

選擧権及被選擧権」の箇所では「第五條　帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選擧権ヲ有ス／帝國臣民タル男子ニシテ年齢三十年以上ノ者ハ被選擧権ヲ有ス」とされ、また続く「第六條　左ニ掲クル者ハ選擧権及被選擧権ヲ有セス」の第三項では「貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」との欠格条項を含む普通選挙法であった。清浦内閣が次期の第四九回帝国議会に提案すべく二月二〇日付で上奏していた普選案の段階では、加藤内閣が成立させた普通選挙法第六条第三項の欠格条項に相当するのは、その第八条第三号の「獨立ノ生計ヲ營ム者」に属さぬ「帝國臣民タル男子」だったことになる。[136]

ところで、政党内部で主導権争いが発生する時、またそれと連動して倒閣運動が起こる時、その闘争場裡では統治上の手続きとは別種の政治過程が入り込むことは十分にあり、政友本党の結党当時のことに関して床次竹二郎が語った「政策」、「政治の内容」という事柄よりも、「組閣の形式」の方に人々がより多く反応するということはあり得ることではないか。床次は語っていた。すなわち、「本黨の分離獨立したるゆえんは、清浦内閣の成立に際し毫も政策を聞かず政治の内容を見ざるに、大權に屬すべき組閣の形式に對して不信任を表明するは不可なりと唱へたるに基く。今日と雖もこの主張に變化はない」。[137]

また清浦奎吾による「衆議院解散理由」と、その解散に伴う総選挙に立候補した小橋一太の「立候補宣言」とを並べてみると、両者には第四八回帝国議会貴族院における上山満之進による質問中の「世間ガ斯ノ如ク言フ事実」を無視した言明とやはり難じられるかも知れない側面があることがわかる。まず清浦、次に小橋である。すなわち、「現内閣ニ反對スル者ハ政府ノ政綱政策ニ對シテ何等之ヲ窮ムルナク其ノ實行ノ如何ヲモ問ハスシテ單ニ組閣ノ形式ニ付テ漫然之ヲ非議シ云々」。[138] そして「抑彼の護憲三派なるものゝ唱ふる所は、組閣の形式を非難し、或は政黨に基礎を有せざるの故を以て之を信任せずと云ふに在るも斯の如きは何等權威ある言説にあらず（中略）如何に護憲を絶叫するも、健實なる一般國民が之に共鳴せざるは理の當然なり」。[139]

以上からも清浦、小橋、床次と貴族院での清浦の施政方針演説への質問者たちの言説においては、立場は対立しても「組閣ノ形式」が最大公約数だったことは間違いないであろう。そして、そこには上山満之進が指摘した「天下ノ論」、「世論」また「世間」といった要素を考慮するか否かも大きかったように思われるが、それ以上に、清浦内閣に関して「組閣ノ形式」という言葉が同時代の人々の脳裏に焼き付いたのには、明治が終わり、大正という新時代の人々の、アリストクラシーではなくデモクラシーを求める意識が関係して

いたように思われ、そうした意識を背景に清浦を評価する必要は感じられる。その一方で、昭和前期の軍国主義日本の出現との関連では、立憲主義者清浦はどう評価されるべきなのだろうか。

清浦奎吾内閣と加藤高明内閣はその「政策」として、共に「國民多年の宿望たる普選案」[140]の議会通過を思念し、一方の衆議院議員選挙法中改正法律案は政府提出法律案としての準備を二度行なって、二度とも議会への提出前の上奏段階で撤回され、他方の衆議院議員選挙法改正法律案は議会に政府提出法律案として提出され、修正の上可決成立し、「朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル衆議院議員選擧法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」[141]となったことを考える時、両内閣の差違はどこにあったと言えるだろうか。この点について論じることは本稿の課題を越え、「内閣総理大臣加藤高明」に関する議論をさらに必要とするはずであるが、その際には、大正一三年一月二六日の「皇太子殿下ノ御慶典」と同年五月一〇日の第一五回「總選擧」の二大行事を瑕疵なく進めることだけが清浦を「奏薦」[142]した側の願望だったとしても、それ以外に何が清浦内閣においてなされていたかを調査し、比較すなわち清浦内閣から連続する側面と清浦内閣とは断絶する側面の両面が確認されるべきである。なお清浦内閣に関する先行研究としては本文中の引用文献の他、西尾林太郎、季武嘉也、清水唯一朗の先学による諸研究[143]を参照されたい。

注

(1)『貴族院要覽（乙）』（貴族院事務局、大正三年一一月）二三一ページ。

(2) 中村隆英、伊藤隆編『近代日本研究入門』増補版（東京大学出版会、一九八三年）六三ページ。

(3) 東京朝日新聞、大正三年三月二四日、四面。

(4) 同右、大正三年三月二一日、二面。

(5)『中央公論』、大正元年一二月号（通算二八五号）に、この大正三年三月を遡ること一年数ヶ月前の大正元年一二月に、時の第二次西園寺公望内閣の後継内閣として、「子爵清浦奎吾論」と題し、「桂公は雲中に昇天し、山本伯は海軍大明神で水中を出でず、寺内伯は兎角不人望で、内閣總理大臣の適材がないと云ふ所から、お鉢は清浦奎吾子に廻はり」（九九ページ）とする記事が載った。言うまでもなく、「雲中に昇天し」ていた内大臣桂太郎が大正元年一二月二二日に組閣し、さらにその後継内閣として「水中を出で」た山本権兵衛海軍大将が大正二年二月二〇日に組閣していたが、

清浦が当時首相候補者集団の先頭グループにあったことは確かであった。なお同記事のなかで、仲小路廉による「出處進退行蔵是皆時に隨ふべきのみ」（一〇七ページ）との指摘には清浦の信条を言い当てているものがあるように感じられるが、それのみでは本節末尾に示すように、権力闘争での敗北の運命から免れることは出来ない。

（6）東京朝日新聞（市外版）、大正三年四月一日、二面。

（7）同右、大正三年四月四日、二面。

（8）同右、大正三年四月二日、二面。

（9）同右、大正三年四月六日、二面。

（10）同右。

（11）同右、大正三年四月八日、二面。

（12）同右。

（13）拙稿「近代日本における統治機構整備と議会開設――明治五年から二四年までの清浦奎吾の経歴を通して」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第二三号（二〇一二年）五ページ以下参照。

（14）井上正明編『伯爵清浦奎吾傳』下巻（伯爵清浦奎吾傳刊行會、昭和一〇年）には、「清浦伯爵の組閣參謀であつた宗像政は、後日大隈内閣の成立を見て、當時の事情に就いて、自から左の如く記述して、同郷の新聞記者井上正明に示した」（一八五ページ）とあり、次の証言が掲載されている。すなわち、「八代海軍中将の大隈内閣に入閣したるは、無條件入閣なりしや否やを知らざれども、彼の海軍補充費本年度支出額に就いては、何等かの條件を提出したるを疑はぬ。清浦内閣が將さに成らんとして、遂に大命拝辭の止むなきに至つたのも、此問題に外ならぬ。當時、清浦子爵と加藤中将との交渉は、初め責任支出問題であつた。是れは憲法違犯として、不同意を表した。同中将も亦、自ら之を撤回した。次ぎは臨時議會問題に移つた。臨時議會は理由さへあれば、必らずしも不同意を表せぬ。併し臨時議會なるものは、豫期せぬ事情が突發して、臨時緊急を要する場合に開くものにて、通常の豫算が否決若しくは不成立の場合、閉會後、直に臨時議會を招集して、同一議案を提出するは、恰も再議に附するが如きものにて、甚だ穏當を缺ぐものなり。（下略）」（同）

（15）東京朝日新聞（市外版）、大正三年四月一八日、二面。

（16）東京朝日新聞、大正三年四月二三日、二面。

（17）東京朝日新聞（市外版）、大正三年四月八日、二面。

（18）東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月四日、二面。

（19）東京朝日新聞號外、大正一二年一二月二七日。

(20) 国立公文書館デジタルアーカイブ、簿冊標題「公文別録・親任官任免・明治二二年～昭和二二年・第五巻　大正一三年～昭和四年」、件名「任内閣総理大臣　枢密院議長　子爵清浦奎吾」に、依願免本官を奏聞する山本権兵衛の次のような添書が見える。すなわち、「今回ノ事變ニ當リ臣權兵衛惶懼伏シテ辭表ヲ上リシ處／天恩厚大辱クモ／優旨ヲ下シ給フ臣權兵衛感激恐悚ノ至ニ堪ヘス竊ニ惟ルニ此事タル至重至大臣權兵衛施政統督ノ任ニ在リ其ノ責最モ大到底任ニ留ルニ由ナシ仰キ願クハ臣ノ苦衷ヲ照鑑シ給ハムコトヲ茲ニ尊嚴ヲ冒シ謹テ再ヒ辭表ヲ上ル／大正十二年十二月二十九日／内閣總理大臣伯爵山本權兵衛」。

(21) 坂野潤治著『日本近代史』（筑摩書房、二〇一二年）三三二ページ。

(22) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月四日、二面。

(23) 同右、大正一三年一月五日、二面。

(24) 同右、大正一三年一月四日、二面。

(25) 同右、大正一三年一月二日、二面。

(26) 坂野、前掲書、三三二ページ。

(27) 同右。

(28) 東京朝日新聞、（市内版）、大正一三年一月五日、夕刊、一面。

(29) 同右、大正一三年一月一〇日、夕刊、一面に「佐竹氏受諾／法制局長官」の見出しの下、次の記事が見える。すなわち「法制局長官に擬せられた大阪市電氣局長佐竹三吾氏に對し（大正一三年一月）八日午後十一時小橋内閣書記官長から正式交渉の電報に接したので氏は九日朝關市長の諒解を得た結果愈就任の覺悟を定め上京する事になつた（大阪電話）」。清浦内閣の閣僚の履歴に関しては、戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、一九八一年）、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、一九九一年）及び衆議院参議院編『議会制度七十年史　貴族院・参議院議員名鑑』（大蔵省印刷局、昭和三六年）による。

(30) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月五日、夕刊、一面。

(31) 同右、大正一三年一月七日、二面。

(32) 同右、大正一三年一月三日、二面。

(33) 同右、大正一三年一月二日、二面。

(34) 同右、大正一三年一月五日、夕刊、一面。

(35) 同右、大正一三年一月二日、二面。

(36) 同右、大正一三年一月三日、二面。

(37) 同右。
(38) 同右、大正一三年一月二日、二面。
(39) 同右、大正一三年一月五日、夕刊、一面。
(40) 国立国会図書館憲政資料室「小橋一太文書」、分類番号七五九、「小橋杏城先生をおもふ」（故小橋先生記念事業会発行、昭和一六年）ページ表記無。
(41) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月一九日、二面。
(42) 同右。なお、平成二八年一一月九日から衆議院憲政記念館にて、同館による『普通選挙をめざして――犬養毅・尾崎行雄――特別展』が開催され、そのなかで大正一三年一月に誕生した清浦内閣は「特権内閣の誕生」と、当時の写真に付されたキャプションには紹介されている。当時の「打倒清浦内閣をめざす」（同キャプション）政治勢力による宣伝文句がそのまま歴史的な説明用語として使用されている一例である。
(43) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月一二日、二面。
(44) 松尾尊兊著『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店、一九八九年）二九六ページ。
(45) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月一九日、夕刊、一面。
(46) 遠山茂樹、安達淑子著『近代日本政治史必携』（岩波書店、一九六一年）二〇七ページに第一五回総選挙政党別得票数一覧が掲載されている。当選者（落選者）は憲政党が一五二名（一一三名）、政友本党が一一一名（一二九名）、立憲政友会が一〇二名（一〇八名）、革新倶楽部が三〇名（二三名）、無所属小会派が六九名（一二九名）とあり、この憲政会、立憲政友会、革新倶楽部の三党の当選者を合計すると二八四名となるので、政友本党との当選者の差は一七三名であった。この差の半分以上すなわち八七名が仮に政友本党の当選者となっておれば、すなわち、この八七を三党の側にマイナス、政友本党の側にプラスとして仮の計算をすると、三党側は一九七名、政友本党側は一九八名となる。政友本党側が第一党になるには、あと八七名の当選が必要だったことになる。実際の落選者数は一二九名だったので、これがその約三分の一の四二名という少なさであったなら、政友本党側が第一党になっていたことになる。
(47) 『第四十八回帝國議會衆議院報告』（衆議院事務局、大正一三年）一ページ。
(48) 同右、七ページ。
(49) 同右。
(50) 『官報號外』大正一三年二月一日（金曜日）印刷局。第四十八回帝國議會衆議院議事速記録第四號、一六ページ。
(51) 同右、一七ページ。
(52) 同右、一八ページ。
(53) 同右、一九ページ。

(54) 東京朝日新聞號外、大正一三年一月三一日。
(55) 『官報號外』大正一三年一月三一日（木曜日）印刷局。詔書。
(56) 同右。
(57) 『第四十七回第四十八回第四十九回帝國議會貴族院事務局報告』（貴族院事務局、大正一四年一月）、一八八ページ。
(58) 同右。
(59) 同右。
(60) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月一五日、二面。
(61) 同右、大正一三年一月一三日、二面。
(62) 『官報號外』大正一三年一月二三日（水曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第二號、七ページ。
(63) 同右、一六ページ。
(64) 『官報號外』大正一三年一月二三日（水曜日）印刷局。第四十八回帝國議會衆議院議事速記録第三號、一三ページ。
(65) 同右、一四ページ。
(66) 同右。
(67) 同右。
(68) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月二三日、夕刊、一面。
(69) 国立公文書館デジタルアーカイブ、階層「枢密院文書・枢密院上奏撤回書類五」、件名「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件」、件名番号〇〇六。
(70) 同右参照。このなかに次の文書が含まれている。すなわち、「衆議院議員選擧法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件／右謹テ上奏シ恭シク／聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ／大正十三年一月十八日／内閣總理大臣子爵清浦奎吾」。
(71) 同右参照。このなかに次の文書が含まれている。すなわち、「樞密院御諮詢中ノ衆議院議員選擧法中改正法律案撤回ノ件／右閣議ニ供ス」とあり、内閣員全員の花押が署され、日付は大正十三年二月。さらに「衆議院議員選擧法中改正法律案／二月六日侍從長ヲ經テ撤回」との文書も含まれている。
(72) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年一月三日、二面。
(73) 同右。
(74) 東京朝日新聞、大正一二年二月二三日、五面。

(75)『官報號外』大正一三年一月二三日（水曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第二號、九ページ。
(76) 同右、九～一〇ページ。
(77) 同右、一一ページ。
(78) 東京朝日新聞、大正一二年八月四日、夕刊、一面。
(79) 同右。
(80) 衆議院参議院編『議会制度七十年史　憲政史概観』（編集衆議院参議院、印刷大蔵省印刷局、昭和三八年）二九六ページ。なお、凡例には同書が立教大学の大久保利謙教授によって執筆された旨が記されている。
(81)『官報號外』大正一三年一月二三日（水曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第二號、一一ページ。
(82) 同右、一五ページ。
(83) 同右、一四ページ。
(84) 同右。
(85) 同右、一一ページ。
(86) 同右、一八ページ。
(87) 東京朝日新聞、大正一三年一月二四日、夕刊、一面。
(88) 同右。
(89) 同右、大正一二年八月四日、夕刊、一面。
(90) 社団法人尚友倶楽部編『佐佐木行忠と貴族院改革』（芙蓉書房出版、一九九五年）三一ページ。
(91)『官報號外』大正一三年一月二四日（木曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第三號、一九ページ。
(92) 同右。
(93) 同右、二〇ページ。
(94) 同右。
(95) 同右、二一ページ。
(96) 前掲、『議会制度七十年史　貴族院・参議院議員名鑑』一七〇ページ。
(97)『官報號外』大正一三年一月二四日（木曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第三號、二一ページ。
(98) 同右、二四ページ。

(99) 同右、二六ページ。
(100) 同右。
(101) 同右。
(102) 同右、二八ページ。
(103) 同右、三〇ページ。
(104) 同右、三〇～三一ページ。
(105) 同右、三三ページ。
(106) 同右、三四ページ。
(107) 同右。
(108) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部「上山満之進関係文書」。『国家学会雑誌』第九一巻第七・八号、昭和五三年七月、「上山満之進関係文書」〔4〕論文及意見、4政治及産業問題意見（9）上山満之進君発言要旨（第四一回～六七回議会、大正八年～昭和一〇年、貴族院用箋八六枚）のなかの「第四十八回議會大正十三年一月三十日」。
(109) 『官報號外』大正一三年一月三一日（木曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第五號、八一ページ。
(110) 前掲、「上山満之進関係文書」〔2〕日記、一八「風塵録」大正一一年一月一日～一二月二八日のなかの「五月九日」。
(111) 清浦奎吾履歴書（清浦家保管）。なお、清浦奎吾の履歴に関しては、矯正協会編刊『矯正協会百周年記念論文集』の別巻『財団法人矯正協会百年年譜資料』（平成二年）五一二～五一六ページ掲載の「清浦奎吾年譜」が詳しい。
(112) 前掲、「上山満之進関係文書」〔5〕身上に関する書類、1「上山満之進履歴書」。
(113) 同右、〔2〕日記、一九「風塵録」大正一二年一月一日～一二月三一日のなかの「八月二六日」。
(114) 『官報號外』大正一三年一月三一日（木曜日）印刷局。第四十八回帝國議會貴族院議事速記録第五號、八〇ページ。
(115) 同右、八二ページ。
(116) 同右。
(117) 同右。
(118) 同右。
(119) 前掲、戦前期官僚制研究会編／秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』による。
(120) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年二月二六日、夕刊、一面。「選擧知惠袋／各派選擧長の腕較べ／【七】内閣書記官長　小橋君」。

(121) 同右。
(122) 前掲、「小橋一太文書」分類番号五三二、「新聞切抜　大正一三年」所収の「九州新聞、大正一三年一月九日」。
(123) 同右、「九州新聞、大正一三年四月二一日」。
(124) 『官報』第五〇一九号、明治三三年三月二九日（木曜日）印刷局。「法律第七十三號」／「衆議院議員選擧法」。
(125) 国立公文書館デジタルアーカイブ、階層「枢密院文書・枢密院上奏撤回書類五」、件名「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件」、件名番号〇〇七。
(126) 同右。
(127) 同右。
(128) 同右。
(129) 同右。
(130) 同右。予定通り、大正一三年三月三一日午後一時から開催された第一回枢密院審査委員会（新聞報道では「精査委員会」）では、「政府は何故に本案の如き憲法附属の大典を會期僅かに三週間を出でぬ特別議會に提出するのであるか」との質問に対しては、清浦首相側から「普選實施は今や既に國論の定まる所である、從つて現在に於ては本案に對しては議論の餘地は殆んどない状態にある、既に國民の輿論である以上は速やかに是れを解決し置くを以て適當措置と認めこれを特別議會に提出する云々」と返答がなされていた。（東京朝日新聞（市内版）、大正一三年四月一日、二面。）
(131) 東京朝日新聞（市内版）、大正一三年五月一九日、夕刊、一面。
(132) 前掲、件名「衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件」、件名番号〇〇七。この撤回のための手続書類は、大正一三年六月一六日付で作成されている。
(133) 前掲、『議会制度七十年史　憲政史概観』三〇一ページ。
(134) 『第五十回帝國議會衆議院報告』（衆議院事務局、大正一四年）一二三ページ。なお同報告には法律案が可決された日付の記載はない。当該の成案が可決された日付に関しては、前掲『議会制度七十年史　憲政史概観』三〇五ページに拠った。
(135) 『官報號外』大正一四年五月五日（火曜日）内閣印刷局。「法律第四十七號」／「衆議院議員選擧法」。
(136) 大正一三年四月段階で、新聞は次のように伝えていた。すなわち、「普選案に『獨立の生計を營むもの』といふ條項を附するの可否に就ては山本内閣時代法制審議會に於ても盛んに議論せられ僅々一票の差で削除することになつて居たのであるが現内閣の立案中にも此の條項を附したので樞密院に於いて政府當局との間に既報の如き質問應答が繰返されたのである云々」（東京朝日新聞（市内版）、大正一三年四月一七日、二面）。なおこのように清浦内閣が準備していた普選案では「獨立ノ生計ヲ營ム者」という形で含まれ、そして加藤内閣が成立させた普通選挙法では、その第六

条第三項に掲げられていた失格条項は『官報号外（五）』昭和二二年三月三一日「法律第四十三号」において、「衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。（中略）第六條　禁治産者及準禁治産者竝ニ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セズ」と、同条文中からこれ以外の文言が削除されるという改正によって、その廃止が公布される。そして、この法律そのもの、すなわち衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号、いわゆる普通選挙法）は、『官報号外』昭和二五年四月一五日「法律第百一号」／「公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律」によって廃止が公布される。

（137）荒木武行著『床次竹二郎氏評傳』（床次竹二郎傳刊行會、大正一五年）一六二ページ。

（138）東京朝日新聞（市内版）、大正一三年二月一日、二面。なお、「衆議院解散理由」は国立国会図書館デジタルライブラリーにて「清浦内閣總理大臣ノ聲明シタル衆議院解散理由　附施政方針演説」との小冊子（奥付無）として閲覧出来る。引用個所は同冊子二ページ。

（139）前掲、「小橋一太文書」、分類番号五三二、「新聞切抜　大正一三年」所収の「九州新聞、大正一三年四月一九日」。

（140）東京朝日新聞（市内版）、大正一四年三月三日、二面。

（141）前掲、『官報號外』大正一四年五月五日「法律第四十七號」／「衆議院議員選擧法」。

（142）岩井忠熊著『西園寺公望』（岩波新書、二〇〇三年）一五六ページ。

（143）西尾林太郎「清浦内閣の成立と研究会」、『社会科学討究』第三三巻第三号（一九八八年）一七～三四ページ。季武嘉也著『大正期の政治構造』（吉川弘文館、平成一〇年）。清水唯一朗「近代日本における政党・内閣・官僚関係」（慶應義塾大学大学院法学研究科・平成一七年度博士論文）所収「参考論文二　清浦内閣の一考察―貴族院の政治対立」。